

(仮称) 市民協働推進指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 市民協働推進指針 (以下「指針」という。) の策定にあたり、現在コミュニティ活動に従事する市民の意見を取り入れ、市民と行政が共にその基本的な考え方を策定することを目的に、(仮称) 市民協働推進指針策定委員会 (以下「策定委員会」という。) を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会において所管すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 指針に盛り込むべき項目
- (2) 前号に掲げる項目の内容及び考え方
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指針の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 公募市民
 - (2) 矢板市地域コミュニティづくり推進会議委員
 - (3) 市民協働推進指針策定庁内検討委員
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 2 策定委員会は必要に応じて分科会を置くことができる。
- 3 分科会の構成については、策定委員会の会議において決定する。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に、会長及び副会長各1名を置く

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長の指名によって定める。
- 4 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が決定するまでに開催される会議については、市長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、指針が策定される日までとする。

(目的外使用等の禁止)

第7条 委員は、策定委員会において知り得た情報について、第1条に定める策定委員会の設置目的以外の目的に使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

(解嘱)

第8条 市長は、委員に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、第6条の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障等により職務が遂行できなくなったとき。
- (2) 委員から辞職の申し出があったとき。
- (3) 前条の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員として不適切と認められる事由があったとき。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、総合政策課秘書政策班において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。